

# 元祿—享保年間の私經濟

金銀貨相場、物價等及附録

## 自元祿金貨概表

購造年	種	類	名稱
元祿八年	大判金	價值十兩 重量四四匁一分	元祿金
寶永七年	小判金	價值一兩 重量二匁四分	乾字金
正徳四年	小判金	價值一兩 重量四匁七分六	武藏金
享保元年	小判金	價值一兩 重量四匁八分	享保金
		小判金 價值一兩 重量四匁八分	元祿金
		一分判金 重量六分以上	乾字金
		一分判金 重量一匁一分九	武藏金
		一分判金 重量一匁二分以上	享保金

## 自元祿銀貨概表

購造年月	種	類	名稱
元祿八年八月	丁銀	重量三四匁六分	元祿銀又
寶永三年六月	丁銀	重量三九匁	寶字銀又
寶永七年三月	丁銀	重量四七匁八分	永字銀又
寶永七年四月	丁銀	重量三二匁八分	是中銀
正徳元年二月	丁銀	重量四一匁	三寶銀
正徳四年五月	丁銀	重量三七匁三分	四寶銀
		粒銀 重量六匁三分	元祿銀又
		粒銀 重量三匁二分以上	寶字銀又
		粒銀 重量二匁八分	永字銀又
		粒銀 重量七匁五分	是中銀
		粒銀 重量四匁二分	三寶銀
		粒銀 重量三匁五分	四寶銀
		銅銀 重量六四分	元祿銀又
		銅銀 重量五〇分	寶字銀又
		銅銀 重量四〇分	永字銀又
		銅銀 重量三二分	是中銀
		銅銀 重量二〇分	三寶銀
		銅銀 重量八〇分	四寶銀
		銅銀 重量二〇分	享保銀

## 金銀貨相場

元祿—享保年間に屢金銀貨の改鑄があつた爲、其種類多くして錯綜してゐる上に、時時價格の上にも變動があるので、從つて其時代

を通じて精細に換算して、物價を知ることが容易なわけでない。

一兩の四分の一が分であり、また一貫目は千匁である。(金一兩の現今相場約二十圓)概して金一兩は銀六十匁替であれども、銀貨

の質によつて相場に高低がある。即ち元祿以前は金一兩に銀で四貫文、銀で五十匁替。元祿十三年十一月頃には金一兩に銀で四貫文、銀で六十匁替。寶永二年十一月頃には金一兩に銀五十八匁替の定であつた。

四寶銀は其質惡いによつて乾字金一兩に銀八十匁替である。享保銀は其質良しして四寶銀の四倍の價値があり、享保小判金一兩は漸銀(厚保)五十匁七分替であつた。

異林子作中に見る物に就いての換算の例

心中重井筒(寶永五年)に、「三貫目や五十兩は貸してやつて下さいませと。」

金一兩に銀六十匁替として、銀三貫目は金五十兩に當る。

同書に、「丁銀四百目包の通り吟味なされと。」

丁銀四百目は金貨に換算して六兩餘。

丹波與作(寶永五)に、「十六貫何で濟す合點ぢや、抵當も無うてはいやぢやといふ。此方も引かれぬひかり、是此馬を知つたか、池鯉鮒の市で九兩一分、親方の物なれど、十六貫の代りに五百目の馬ならせよと。」

金一兩に銀四貫文替として、銀十六貫文は金四兩に當る。またこの後の文に「相場は十三もめん巾着云云」とありより見て、

金一兩に銀五十二匁替として、銀五百目は九兩餘に當る。

同書に、「ここに百三十匁、命がはりの金なれども男の爲ぢや惜しくない、是で濟して下されと取出すをひつたり、必ず跡も濟せと、銀の値段はどうせうぞ。ハアテそこら構はぬ、そなたの勝手にしてたも。そんならこれで拾貫分、相場は十三もめん巾着迄込んでこそ歸りける。」

銀十三匁に銀一貫文替といふのであるから、銀四貫文は銀五十二匁替であり金一兩に當る。銀百三十匁は金二兩半であり銀十貫文に當る。

心中萬年草(寶永五年)に、「年の歳銀九貫五百匁、百六十兩で帳消して。」

銀の相場は金一兩に銀五十九匁三七五より少額のものであることが知れる。

心中友は水の明日(寶永六年)に、「先度手付に一貫文わたし、今三兩三分、相場は金六十目、銀十五匁、合二百四十匁。」

(金一匁と銀一匁、すれも銀のこと)。

金一兩は四分であり、銀で四貫文替、そして銀六十目替とあり、既に一貫文(即ち金一分)は手付に渡し、残額三兩三分は銀相場に換算して、 $8 \times 30 = 240$ 、即ち二百四十五匁である。されば專駄の裏銀代金は四兩一分であつて、手付金一分を引去つた二百四十四匁は四兩の拂である。

今宵心中寶永七年一月(上演)上巻に、「二百目近い給分を只の女子にかこうか。」

「かこうかは、かかからうと、掛けようか」の語。金一兩に銀六十匁替として、銀二百目は三兩と銀二十匁に當る。下女ききは熟籠が上手であるから年額二百目近い給分を取られども、只の下女にはかく高い給銀は掛けないとの意。

武主方の退出の奴衆公の一人扶持米二合半(銀に換算して年給額五十四匁)又は下部の一人扶持米五合に比して二百目は頗る高額である。また好色萬寶節用集に「町方の下女奉公、半季に幾四十匁か漸う五十匁取銀で」とあるから、ききの二百目近い給分

は只の下の給分の倍額である。

冥途飛脚(正徳元年)に「手金とは家屋敷家財かけて十五貫目、二十貫目に足らぬ身代。金は二百六十八兩弱、銀二十貫目は金三百五十七兩強である。

同書に「八右衛門水入取上げ、これも買はば十八文、如何に相場が安いとて五十兩を二分五厘替、神武以來なら事。」

この文に據れば銀十八文と銀二分五厘とは等しいのであるから、金一兩は銀五十六匁弱替であらねばならぬ。蓋し金は元祿金、銀は元祿銀のことである。

長町女腹切(正徳二年)に「買買高しこの節一貫目近し二十兩。」

四寶銀は悪質であるから乾字金一兩に銀八十匁替と見て、金二十兩は四寶銀一貫六百匁に當るが故に、「二貫目近し二十兩」というのである。「買買高し」といふ詞は心中天納島中巻にも、「買買高し世の中でも金」とたはけは深山など色の評判しとありて、四寶銀の悪質下落より金の騰貴したことをうたうのである。享保五年頃は四寶銀は新銀(享保)と共に通用してゐた。

同書に「三百貫の折紙代一倍増し、二百十兩に買求め。」

刀劍鑑定書の額面(折紙代)銀三百貫文の倍増六百貫文が金二百十兩に當るといふのだから、金一兩は銀三貫文弱替である。即ち正徳二年頃流行した乾字金はこの相場であつた。

博多小女郎被祝(享保三)に「狩野の三幅對、表具はかりも百貫に編笠提灯。」

享保金一兩に銀四貫文替と見て、百貫は新

金二十五兩に當る。即ち三幅對の表具代だけでも新金二十五兩を要したといふに、鈎合はぬ體にいふと「百貫の買に編笠一蓋」「提灯に吊鐘の語句を應用した文である。

(この體は但言覺悟にも見えてゐる)。

心中天納島(享保五年)に「間屋の仕切に追はるる商賣、十貫目近い銀出して請出すの根引のとは姉嬢が茶でござる。」

享保小判金一兩に新銀(享保)五十匁七分替と見て、銀十貫目は金百九十七兩餘に當る。同書に、「小春が命は新銀七百五十匁香まさねば此世にとどむる事ならず、今の治兵衛が四つ三貫匁の才足打みしやいでも何處から出る。」

享保小判金一兩に新銀(享保)五十匁七分替と見て、新銀七百五十匁は金四兩三分餘に當る。また新銀は四寶銀の四倍の價值あるにより、新銀七百五十匁は四寶銀(即ち四つ)三貫目に當る。

女殺地獄(享保六)に「秩より置く茶の鏡の八九文、四分に重く五分には輕たしげ。」

新銀(享保)は良質なるにより五十匁餘に銀四貫文替の價值あれども、四寶銀は悪質なるにより新銀の四分の一程しか價值がないのであるから、鏡の八九文は四寶銀に換算して、四分には重く五分には輕たしげというたのである。

同書に「新銀五百八十目、財布の鏡も戸御へ入れて鏡卸しや。」

享保小判金一兩に新銀(享保)五十匁七分替と見て、新銀五百八十目は金十一兩及び新銀二十二匁三分に當る。新銀は良質なるにより、近松の此事を後文に「戸御にひつたり引出す打銅袋、上銀五百八十匁替に聞

「たる心ゆて」と書いてある。

(口) 物價

堀川波鼓(寶永四)に「子燈籠一服七分。」

心中又水朔日(寶永六)に「紺羅子の女子帯五十六匁、緋縮八尺三十五匁。」「提燈が出来ました。二つて四匁四分ちや。」

百舍若大臣野守鏡(寶永七年刊)第二に「彌留質は行基から山田まで鏡股ちや」とある。即ち道程約五里の彌留質は二百文である。「ぜにまた」(二〇三頁)、「やまだ」(六三三頁)を参照せよ。

冥途飛脚(正徳元)に「機物の髪水入の價十八文。」

吉野郡女桶(正徳元)に「女が日がな一日たま綿くつて、銀二十取るや取らぬもの。」「丹後歸の一番三十八文。」「又五郎は一日が百づつの輕い命。」

大繪冠(正徳元)に「繪草紙上下にて六文、一冊にて三文。」

持統天皇歌軍法(正徳五)に「衫原紙一束十二匁。」

心中天納島(享保五)に「鷹八丈京縮緬のあずは無い夫の命白茶裏、緬のお末が両面の紅緋の小袖に身をこがす、これをまげては勘太郎が手も綿も無い袖無し、羽織も交せて郡内の始末して若も淺黄裏、黒羽二重の一ちやうら定数九に葛の葉の、退きも退かれぬ中は内裡でも外鏡、男飾りの小袖までさらへて物敷十五種、内端に取つて新銀三百五十匁もや買さぬといふことはいない。」

以上綿布の古着十五種を入質して借りられる見積高は享保銀三百五十匁、即ち金貨七兩弱である。以上これらの記事によつてその當時の物價をはば知られる。

真享一享保に於ける金・銀・錢貨相場、米價、物價の大勢略表

年 號	金	銀	錢	物	價	出 典
貞享元年	慶長金銀錢通用			米一石代	銀四〇匁	大 阪 市 史
元祿四年					銀四一	
同 六 年					銀五二一六〇匁	
同 七 年					銀六五	
同 八 年	元祿金銀貨鋳造、通用				六九匁三	
同 九 年					銀七〇一八〇匁	
同 一〇 年					銀一〇五匁	
同 一 三 年	金一兩一銀六十匁替一錢四				銀八五一九〇匁	月 堂 見 聞 集 等
同 一 四 年	真文替一銀五十八匁替一錢三				銀一〇五匁	同
	三貫九百文替			米一石代	銀八〇一三三匁	同
						江 澤 記 録
						大 阪 市 史

同 一五年	同 一六年	寶永元年	同 二年	同 三年	同 四年	同 五年	同 六年	同 七年	正徳元年	同 五年	同 四年	同 三年	同 二年	同 一年	同 五年	
米一石代 銀一〇〇一 一〇〇〇	米一石代 銀九二一 九三九	金一兩 銀五十八匁 寶字銀鑄造	金一兩 銀五十八匁 寶字銀鑄造	寶字銀鑄造	寶字銀通用	金一兩 銀五十二匁 四寶文替	金一兩 銀六十匁 寶文替	乾字金、永字銀、三寶銀鑄造	元祿金一兩に元祿銀五十六匁 四寶銀鑄造	乾字金、永字銀、三寶銀鑄造	乾字金一兩に元祿銀八十匁 寶文替	武藏金、享保銀鑄造。而して永字銀、三寶銀、四寶銀の通用普及す。 慶長古金一兩は只今通用の金二兩に用ゆべし。				
米一石代 銀一〇〇一 一〇〇〇	米一石代 銀九二一 九三九	同 銀四一匁	同 銀四一匁	同 銀四一匁	同 銀四一匁	同 銀四一匁	同 銀四一匁	同 銀四一匁	同 銀四一匁	同 銀四一匁	同 銀四一匁	同 銀四一匁	同 銀四一匁	同 銀四一匁	同 銀四一匁	
大 阪 市 史	大 阪 市 史	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

同 九年	同 八年	同 七年	同 六年	同 五年	同 四年	同 三年	同 二年	同 一年	同 五年	同 四年	同 三年	同 二年	同 一年	同 五年
享保金鑄造	金一兩 銀三匁 寶文替	新金一兩に乾字金二兩替	新銀(享保銀)通用	四寶銀一匁目に新銀二百五十匁替(四寶銀と引替一、四に換り)	享保金一兩に新銀五十匁七分替	米一石代 銀七〇一 八〇〇	米一石代 銀七〇一 八〇〇	米一石代 銀七〇一 八〇〇	米一石代 銀七〇一 八〇〇	米一石代 銀七〇一 八〇〇	米一石代 銀七〇一 八〇〇	米一石代 銀七〇一 八〇〇	米一石代 銀七〇一 八〇〇	米一石代 銀七〇一 八〇〇
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
大 阪 市 史	大 阪 市 史	大 阪 市 史	大 阪 市 史	大 阪 市 史	大 阪 市 史	大 阪 市 史	大 阪 市 史	大 阪 市 史	大 阪 市 史	大 阪 市 史	大 阪 市 史	大 阪 市 史	大 阪 市 史	大 阪 市 史

商人が得意先を掛名(掛)に歩く(即ち掛の支拂日)は晦日、及び盆・取旬の物際である。心中二枚繪草紙・中巻に「掛は貧乏れども、節季でもある事か、月ともない今日に限り、このやうにせがむのはと見え、生玉心中上巻に「扇風呂のさがとまれはれた身が、晦日節季は前垂掛けで、裏屋脊戸屋けんどん屋三界掛取に歩くやうな勤するも」と見え、また同書中巻に「晦日前物際は武士の虎口ぞい」とあるのも、取引決算の忙しい時なるをいうたのである。また女親油地獄・下巻に「節季に寄らぬ金の過ぎて寄つた例はない、今日暮れから渡さうと詞番うた、つい一走り往て来うとあつて、手島屋七左衛門が掛金を集めに廻つたのも五月四日、物前即ち節季である。

遊廓などでは二日を以て支拂日にきめてゐた。傾城反魂香中巻に「正月しまへば節旬朔日、今日は二日の拂日なり、……ほんにほんに物日なかに廻せたいな」とある。西鶴撰・日本永代藏巻三、高野山借銀塚の施主の條に「丸野(内の町名)の二日拂ひの用に立ち、道頓堀の座拂ひのたよりと見る」と見えてゐる。

次に下女男の給金は如何程であつたか、これは異林子の文中に参考になる材料があるが、享保初年頃の刊行と察せられる好色萬葉節用集に「町方の下女奉公、半季に幾四十匁か漸り五十匁取銀で」とあるから、薄給のものであつたことが知れる。(七一八頁、今宮心中引證の文を参照せよ)

附録として遊女遊客に関するものを次に集める。

### (い) 遊女に身賣りする價額

大阪堂島新地中町平野屋の遊女こかんは、堀江の茶屋に三年を十二兩で身賣して數番したもの(心中双水朔日)

淀舞出世瀧徳に、大阪新町遊廓茨木屋の木夫であつた吾妻が奈良木辻遊廓に身を賣ることを叙して、「中年四年二百兩命がらりに身を賣りて」とある。また長町女腹切に、京都四條石垣町遊廓井筒屋の遊女お花の年切増を叙して、「がらり二十兩ま一年切り増し」とある。「がらり」とは、身賣り金額を前渡しすることの意。

### (ろ) 遊女の身請け金額

大阪堂島新地中町平野屋の遊女こかんは六兩(心中双水朔日)

大阪新町徳屋の見世女郎梅川は百六十兩(冥途飛脚)

博多柳町與田屋の大夫小女郎と他に遊女六名を加へて總額千四百五十兩(博多小女郎波枕)大阪曾根崎紀の國屋の遊女小春の身請け金額を太兵衛はおぼけさに十貫目近いと言つてあれども、治兵衛の言の半金の手附新銀七百五十匁と見て、四貫銀六匁は金十四兩三分餘(七一九匁を見よ)の倍額(心中天網島)尤も調出すとなれば別に祝儀など多額の費用を要する。「みらけ」(三五五匁)を見よ。

### (は) 情死者の動産

大阪萬年町紺澤徳兵衛は丁銀四百目六兩餘の才覚に窮し、六軒町井筒屋の遊女お房と情死した(心中重井筒)

大阪備後町鍛冶職大文字屋の弟子平兵衛は、堂島新地平野屋の遊女こかんの身請に關する四兩二分の調進に窮して情死した(心中双水朔日)

大阪天満宮前町紙屋告兵衛の動産は、新銀四百目(四貫銀で四四一匁六百匁)と、古者類の見積賣價新銀二百五十匁(四貫銀で一貫四百匁)と、それ以上餘り多くはなかつた(心中天網島)

### (に) 遊興費

辻君を賣ふ價額は十文(五十年忌歌念佛)。端女郎を賣ふ價額は三匁(心中二枚繪草紙)(備考)好色貝合(貞享四年刊)に、「抑端に品品あり、三匁、二匁、一匁なり、京に三匁どりはなし。諸國遊里好色由來揃(元禄年刊)京島原由來附名女揃の條に「大夫揚鏡五十八匁、外に引舟とてきはまつて應懸女郎一人づつ連るる故、此代十八匁、合て七十六匁、正月買より年中の物日の入目を考ては又高き物なり、天神上ぜん三十匁、鹿懸あげせん十八匁、つばね女郎二匁或は一匁、是化契なり、端茶屋に揚れば常は十一匁、物日は是に四匁の増、局あそびは六匁、それより下つたは五分をかぎり、世に此

道ほど甲乙のある物はあらず、太夫に耳あれば夜盤に目もあり、手あれば足あり、一つもかはる所あらねど、位は七十六匁と二分五リン、以給はいづれもおなじかるべし」と見え、また薄標(寶曆七年刊)に新町遊女の價額分の條に、「太夫六十九匁、天神四十五匁、此二位の女郎あげや計へ出茶屋へは行ず、小天神三十三匁、右小天神半夜賣といふ時は、朝より午時まで十五匁、午時より暮まで十五匁、暮より亥刻仕廻かぎり太鼓迄二十二匁、見世天神二十七匁、唐子位二十四匁」と見えてゐる。